第二表

改正後			改正前		
四			四		
［略］　ミネラルウォーター（配達）　乳酸菌飲料［略］　医科診療代　鉄道運賃　鉄道通学定期代　鉄道通勤定期代　［略］　自動車保険料（自賠責）　自動車保険料（任意）　［略］　固定電話通信料　携帯電話通信料　［略］　放送受信料（ＮＨＫ）　放送受信料（ＮＨＫ・ケーブルを除く。）　［略］　美容液［略］	［略］	［略］	［同上］　宅配水　乳酸菌飲料（配達）　［同上］診療代（国民健康保険）　診療代（国民健康保険によるものを除く。）　鉄道運賃　［同上］　自動車保険料［同上］　通信料　［同上］　放送受信料　［同上］美容液（カウンセリング）　［同上］	［同上］	［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。					

別表（第四条、第五条、第六条、第十条、第十一条関係）

改正後			改正前		
品目	調査日	調査担当者	品目	調査日	調査担当者
一　［略］　塩さば　［略］　だいこん漬　［略］　チューハイ　［略］　女性用着物　［略］　帽子　男性用靴下　［略］　ノートブック　［略］　ビデオソフト　［略］　写真撮影代　［略］	［略］	［略］	一　［同上］　塩さば　煮干し　［同上］　だいこん漬　はくさい漬　［同上］　チューハイ　ビール風アルコール飲料　［同上］　女性用着物　女性用帯　［同上］　帽子　ネクタイ　男性用靴下　女性用ストッキング　［同上］　ノートブック　プリンタ用インク　［同上］　ビデオソフト　メモリーカード　［同上］　写真撮影代　ビデオソフトレンタル料　［同上］	［同上］	［同上］
二　［略］	［略］	［略］	二　［同上］	［同上］	［同上］
三　［略］	［略］	［略］	三　［同上］	［同上］	［同上］
四　［略］　サプリメント　［略］　プロ野球観覧料　［略］　介護料　［略］	［略］	［略］	四　［同上］　サプリメント　青汁　［同上］　プロ野球観覧料　サッカー観覧料　［同上］　介護料　振込手数料　［同上］	［同上］	［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。					

附　則

この省令は、令和八年一月一日から施行する。ただし、第二表の規定は、令和九年一月一日から施行する。

○厚生労働省令第百十七号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和七年十一月二十八日

厚生労働大臣　上野賢一郎